

第 1533 回 (2 月 25 日)

西蒲原土地改良の歴史と現状

(新潟県土地改良事業団体連合会)

久 保 安 夫

往古より西蒲原は越後平野の中においても低湿地に属しており、常々洪水、湛水に悩まされてきた。このため営農にあたっては、用水よりも悪水の排除が永年の課題であった。

この地に土地改良の手がはいったのは、明治 27 年の新川疎水普通水利組合 (旧新川区) の設立からである。その後、旧広通江区、旧西部区、旧上郷区などが順次設立され、排水を主体とした事業を施行してきた。

昭和 2 年には信濃川の大河津から日本海への分水完了、また昭和 9 年には用水事業にも取り組み、区域内の灌漑排水事業を推進してきた。

その間には県営新川改修工事などの基幹土地改良事業の施行により区域内の土地基盤も着々と整備された。

しかし、このような数次にわたる土地改良事業も、水田を対象としたために急速に変化する自然条件、社会経済条件に対応できず、昭和 55 年より国営西蒲原排水土地改良事業が進められ、抜本的整備をはかることとなった。

昭和 24 年土地改良法の制定とともに全郡を一円とした土地改良区の設立が推進され、昭和 26 年 3 月西蒲原土地改良区を設立、前 5 水利組合は解散した。

新しく発足した土地改良区は、当初幹線水路と主要用排水場を管理する本区と旧水利組合管理施設を管理する 4 区、及び各末端の土地改良事業を施行する出張所とをもって構成、運営されてきた。

その後、国・県営事業の進展にともない区画整理事業を主体とする出張所も逐次設立され、最高時は 37 を数えるに至った。

昭和 41 年土地改良区の近代化、合理化を

図るための機構改革を実施し、事務機構について改善を行うとともに、事業面について区域内における維持管理基準を統一して 4 区を廃止した。

また出先機関である 28 出張所については、昭和 46 年度から新しい農政に対応するため、市町村行政と密接に連携のとれるよう市町村単位に 12 の支所を設置し、更に昭和 51 年 6 月から事務機構を 3 部 8 課制として運営し、現在に至っている。

現在はかつてに較べ新規事業は減り、施設の維持管理が中心になっている。特に近年は区域内の宅地化の進行による排水量の増加から、排水路の改修などが急務となっている。

この 100 年にもわたる西蒲原の土地改良は、その性格を歴史的、社会経済的な使命より変遷を遂げている。それは当初の悪水排除といった治水の側面から始まり、その後の農業生産の拡大、更には生活面などの利水の側面に変化してきたといえる。

(文責・高 橋 克 也)